

【第3号議案資料】 大阪市立天下茶屋小学校PTA 規約改正（案）

【規約改正点】

下記の通り改正を行う

	(旧)	(新)	備考
1.	<p>第4章 会員 第5条 (1) この学校に在籍する児童の保護者。</p>	<p>第2章 会員 第3条 (1) この学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。 (3) 本会に賛助会員を置くことができる。賛助会員は本会活動を助成する。運営に関する決議権は有さない。</p>	改訂 新設

改正理由

近年の生活・家庭環境の変化や時代の情勢に合わせる。
学校・地域・PTAの結束を高め、臨機応変に対応できるようにする。

	(旧)	(新)	備考
2.	<p>第6章 役員とその選挙 第14条</p> <p>第15条 1. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第16条 (4) 候補者の指名は、指名委員会によってされる場合も、一般会員からされる場合も、その名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。</p>	<p>第6章 役員とその選挙 第14条 相談役 若干名（ただし、(1)から(3)の総数を超えない） 1.(4) いものとする</p> <p>第15条 1. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。相談役は連続では2年までとする。</p> <p>第16条 (4) 相談役は、会長及び会長候補の指名によって候補者となる。 候補者の指名は、指名委員会によってされる場合、一般会員 (5) からされる場合、会長（会長候補）からされる場合も、その名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。</p>	新設 改訂 新設 改訂
	第7章 役員の資格とその任務	第7章 役員の資格とその任務 第24条 相談役は、他の役員の相談に乗り、運営や意思決定に関する助言を提供し、組織の健全な運営に貢献する。	新設

改正理由

新役員への円滑な引き継ぎを行い、運営の判断をサポートすることで組織の安定や成長を図るため、相談役の設置を行う。

	(旧)	(新)	備考
3.		<p>第13章 PTA事務、行事サポート 第47条 PTA事務について、PTA事務職員に有償で委託することができる。</p> <p>第48条 PTAの関わる行事サポートについて、期間限定の職員に有償で委託することができる。</p>	新設 新設

改正理由

近年の生活・家庭環境の変化や時代情勢にあわせ、役員・実行委員会・センターなどの負担軽減につなげることができる。
PTA活動の質を維持・向上させ、時代に合わせた運営をができる。

なお、規約全体、もしくは各章をご覧になる場合は、天下茶屋小学校ホームページよりご覧いただけます。

天下茶屋小学校ホームページ > 配布文書 > PTAより

「天下茶屋小学校PTA規約」